

令和3年度主催大会等の開催に関する考え方について (令和3年7月27日時点)

令和3年度主催大会等の開催可否等の判断については、原則、競技毎に国・県・関係競技団体等が示す通知等を基に、以下のとおり判断する。

【県高体連（事務局）】

- 競技専門部に対して、開催の可否・延期、感染防止対策等について指導・助言を行う。
- 大会全競技の開催可否の判断が必要な場合は、県高体連（評議員会等）において行う。
- 競技大会の中止の決定は、県高体連（会長承認）において行う。

【競技専門部】

- 開催の可否・延期、感染防止対策等について検討・判断する。※ 決定は県高体連が行う。

【最終判断等】

大会初日の4週間前までに専門部会を開催し、開催の可否・延期の判断を行うとともに、競技特性等に応じた具体的な感染防止対策等について、決定する。

※ 開催すると最終判断した場合でも、その後の感染状況に合わせて急な中止又は延期することもある。

主催大会等の開催可否等の判断

【中止・延期の検討が必要となる目安】

- 国による緊急事態宣言が全国的又は本県を含む地域に宣言された場合
- 本県が定める感染拡大の警戒基準がステージIVとなり、外出自粛の要請やイベントの開催自粛などの制限が生じた場合
- 本県における医療体制がひっ迫し大会の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合
- 県教育委員会等から大会中止等の要請があった場合
- 施設管理者（県・市・学校）が会場使用を許可しない場合
- 各競技団体が定めるガイドライン等により、大会開催が制限された場合
- 選手、指導者、審判等の関係者全員の安全・安心を最優先した感染拡大のリスクを最大限に排除した運営ができない場合
- ケガ防止の観点から十分な練習期間が確保されていない場合
※ 十分な練習期間は、競技特性にもよるが最低でも4週間は必要と考えている。
- 学校・選手が辞退等の増加により、大会運営が明らかに困難となった場合

開催又は延期して開催

【大会を開催する場合の感染対策】

令和3年度鹿児島県高体連主催大会等の開催における感染拡大予防ガイドライン（令和3年7月27日改定）にしたがって、感染対策を行う。

- 当該競技の特性に応じた客観的事実に基づいた適切な決定を行い、県高体連に報告する。
- 県高体連（会長承認）にて、出場校・選手を決定し、県高体連から当該校に決定の通知を発する。

上位大会がある場合は、出場校等を決定

【事前に専門部において検討しておく必要があること】

- 開催する場合の感染対策
- 延期して開催する場合の期日と会場
- 上位大会がある場合は、中止したときの上位大会出場校等の決定方法 など